

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要について

○ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要

○ このような取組を進める枠組みを構築する「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（通称：農山漁村再生可能エネルギー法）が平成 25 年 11 月に成立し、平成 26 年 5 月 1 日に施行

1. 法律のポイント

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する計画制度

①市町村が、国の「基本方針」に基づき「基本計画」を策定

- ・再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針
- ・再エネ発電設備整備区域
- ・農林地の効率的利用の確保
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組 等

②市町村が、設備整備者の再生可能エネルギー発電設備整備計画を認定

- ・発電設備の種類、規模
- ・資金の額および調達の方法
- ・整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組（具体的な取組 P5 参照）等

○認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

①農地法、森林法、自然公園法等に基づく許可または届出のワストップ化

②再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理（P6 参照）

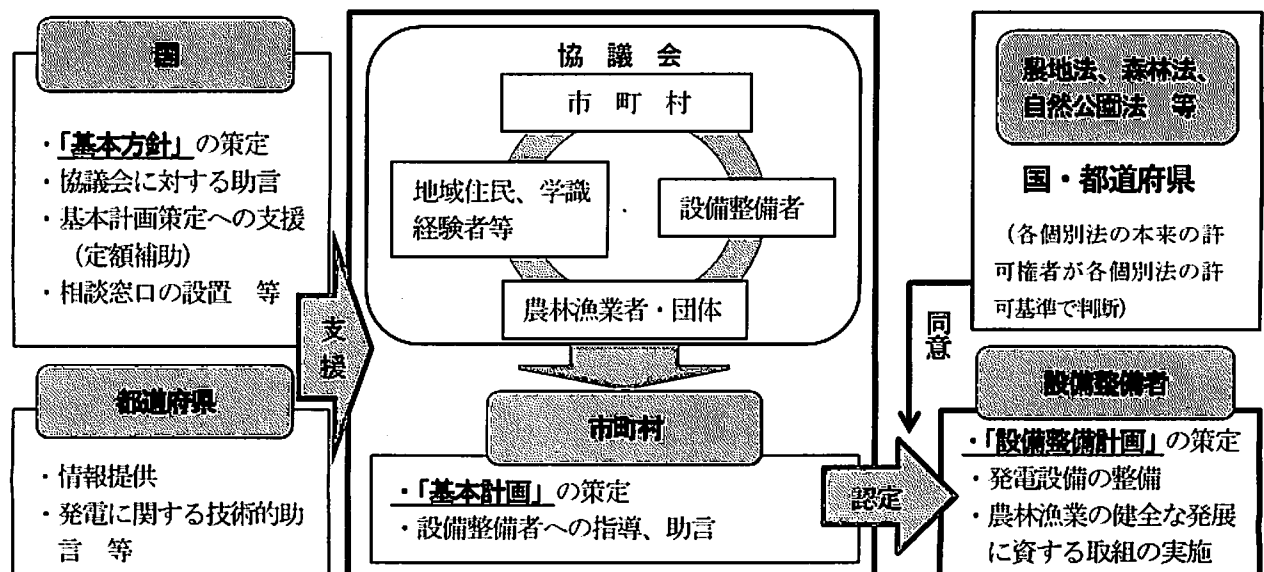
2. 農林漁業上の利用と発電のための利用との調整に関する事項（基本方針 H26. 5. 16 策定公表）

○設備整備区域の設定（P7 参照）は未利用地等を優先的に含めるものとし、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲であること

○第 1 種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については、設備整備区域に含めることが可能

なお、風力発電および水力発電設備については、一定の要件を満たす場合に限り、荒廃農地以外の第 1 種農地も含めることが可能（P8, 9 参照）

3. 推進体制



4. 法律を活用するメリット

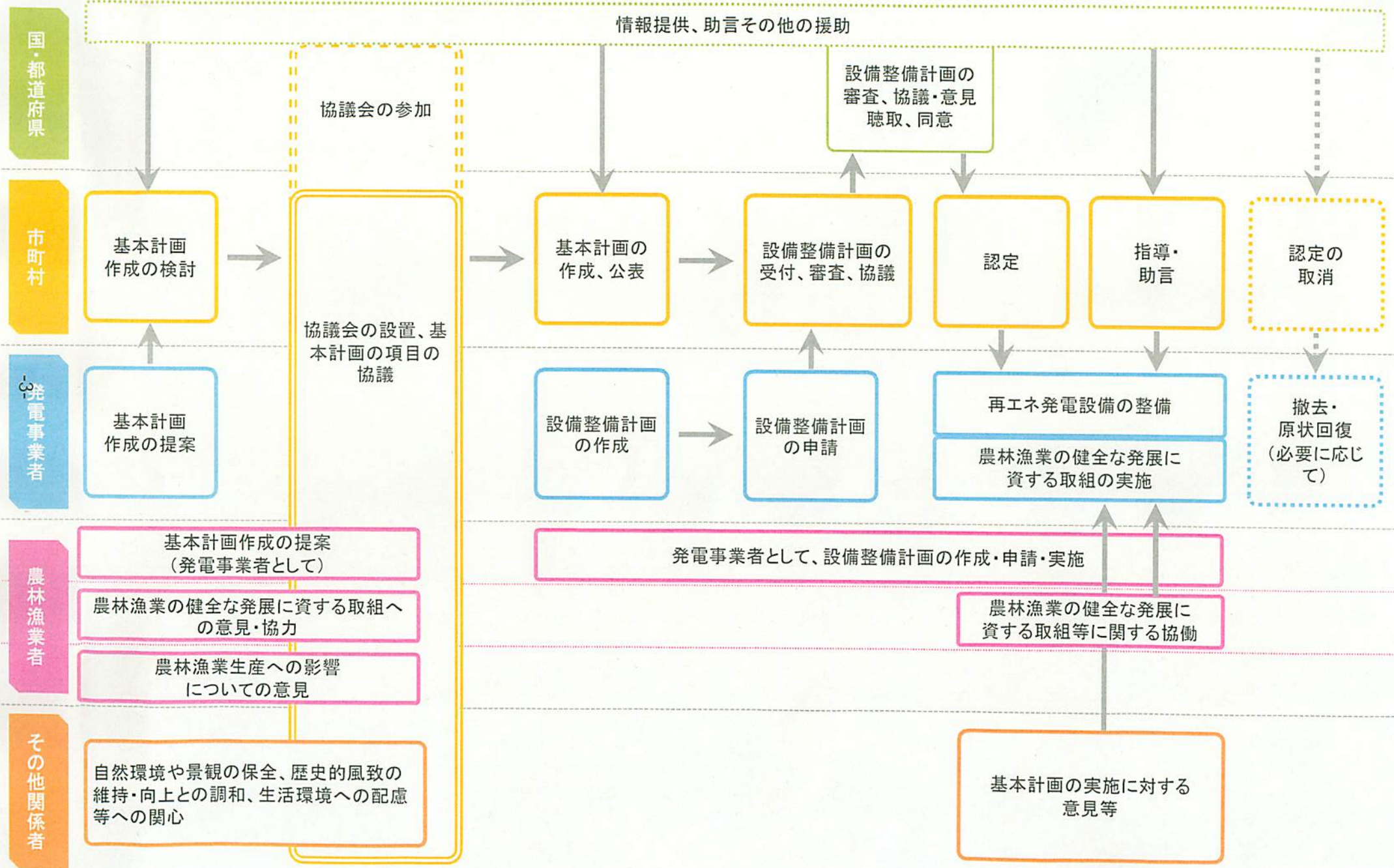
○市町村

- ・設備整備区域を設定することにより、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に発電設備の整備が可能となり、市町村の望ましい土地利用との整合性を図ることができる
- ・協議会を活用することにより、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めることができる
- ・設備整備者が行う農林漁業の健全な発展に資する取組を通じて、再生可能エネルギー発電の利益を地域に還元することができる

○設備整備者

- ・第1種農地のうち、再生利用が困難な荒廃農地等で発電設備の整備が可能となる
- ・手続のワンストップ化により、個別法の許可権者である国や県の関係部署に出向く時間が短縮できる

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の流れ



【発電事業者が再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う「農林漁業の健全な発展に資する取組」の具体例】

○「農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保」

発電事業者が売電収入の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組

○「農林漁業関連施設の整備」

風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する費用として、売電収入の一部を支出する取組

○「農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進」

木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組

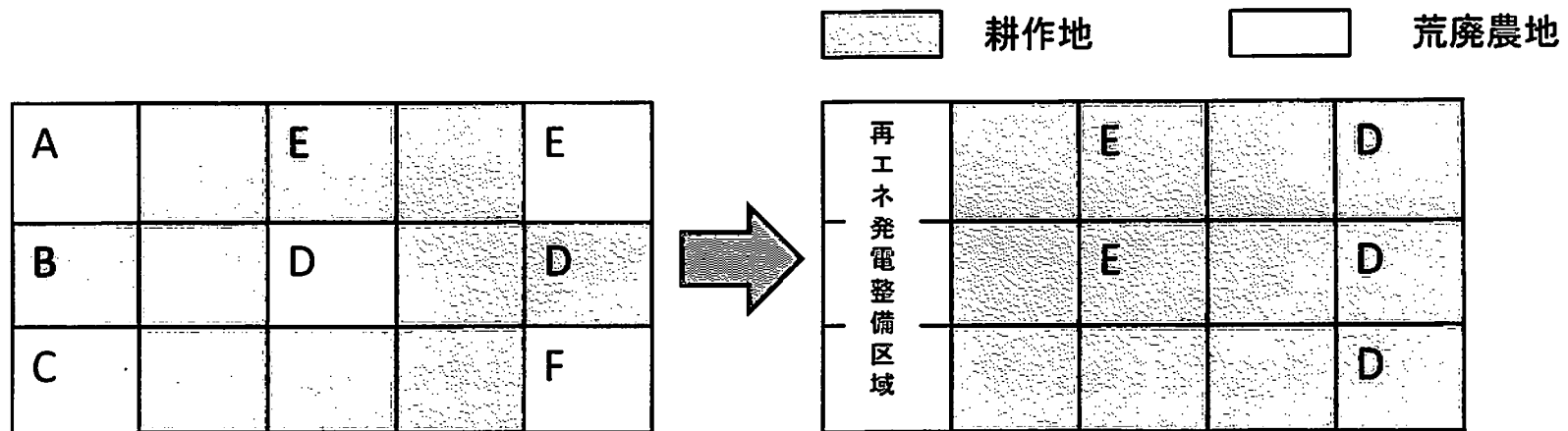
○「農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進」

畜産業者から家畜排せつ物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、当該発電に伴い発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供する取組

※ 再生可能エネルギー発電事業の売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代に代えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならない。

農林地所有権移転等促進事業における権利移転のイメージ

再エネ発電施設の整備を契機として、耕作放棄地の解消とともに担い手への農地集積を実現



- ・A,B,Cは農地法上転用可能な農地
- ・B,D,E,Fの権利を一括移転
- ・再生可能エネルギー発電事業による利益等を用いて、D,E,Fを営農可能な農地に復元

凡例			
市役所	◎	太陽光発電	□
漁港	⚓	風力発電	□ ○
田	■	小水力発電	■
畑	■	バイオマス発電 (木質)	■
牧場	■	バイオマス発電 (家畜排せつ物)	●
山林	■		
原野	■		
宅地(工業用地)	■	※発電設備の規模が 1,000kW以上は、□ 1,000kW未満は、○	
道路	—		
河川・水路	—		
再生可能エネルギー 発電設備整備促進区域	—		
荒廃農地	■		

<区域設定のイメージ図>



※ 実際には、土地の境界が明らかになるよう、2万5千分の1以上の地形図等を使用

再生可能エネルギー発電設備に係る農地転用の取扱い

平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「(規制改革について)既往の閣議決定事項を着実に推進」

平成25年3月

支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置する場合の農地制度上の取扱いを通知で明確化

平成25年6月 閣議決定

「風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る」

再エネ法関係(省令・基本方針)

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギー発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定(農用地区域には設定不可)

○再生可能エネルギー発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地(赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地(黄)のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

○なお、風力発電設備及び小水力発電設備に関しては、次の要件を満たす第1種農地については、次の要件を満たす第1種農地については、荒廃農地以外の農地(緑)も整備区域に含めることが可能

- ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所又は農業用水等を用いて効率的に発電すると見込まれる場所であること
- ② 農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること

農地法関係(省令)

左の整備区域内で農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再生可能エネルギー発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加(これにより、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく国・県の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、農業上の土地利用調整(国・県との調整)が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること

(参考)

荒廃農地



(風力、小水力の特徴)

- ・転用面積が点的
- ・立地場所が制約

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

